

〔翻 訳〕

Michael J. Graetz 著
「死亡時の未実現のキャピタル・ゲイン課税
—昨今の提案に関する評価—」(1973年)〔3〕

古 賀 敬 作 訳

【訳者はしがき】

本稿は、Michael J. Graetz (エール大学名誉教授) が、1973年に Virginia Law Review (59巻5号830頁) に公表した、原文英語の「死亡時における未実現のキャピタル・ゲイン課税—昨今の提案に関する評価—」(Taxation of Unrealized Gains at Death - An Evaluation of the Current Proposals-)、と題する論文の日本語仮訳である。本論文の構成は、以下の通りである。なお、文中の訳者補注は、原文の脚注を訳者が任意に一部取り上げたものである(原文ママ、日本語仮訳)。

- ・序論
- ・改革の必要性
- ・未実現のキャピタル・ゲインに対する課税
- ・改革の複雑性

(以上、第68巻第1号)

- ・個別具体的な提案の下での取得価額の決定
- ・改革の個別具体的領域

1. 少額遺産
2. 個人と家族への効果
3. 生存配偶者への財産譲渡
4. 生命保険
5. 慈善団体への財産譲渡

(以上、第68巻第2号)

6. 世代跳躍信託における財産
7. 損失
8. 税率

(以上、第68巻第3号)

9. 評価日
 10. 非流動性遺贈の特則
- ・結語

6. 世代跳躍信託における財産

原稿の遺産税準則のもと、世代跳躍信託 (generation-skipping trusts) を用いて幾世代

にも亘り遺産税の適用を回避することが可能である。特段の定めがなければ、含み益に対する死亡時課税はまた同様に、回避されうる。もっとも、この文脈においては、完全な回避ではなく課税の繰り延べがその結果であろう。

AET はかかる問題を取り扱う規定を含んでいないが、一方、財務省が推奨する解決策は、甚だ不当で複雑である。世代跳躍を妨げるために、後者の提案は4つのある具体的な機会において移転財産に対する追加的な租税を賦課する。1つ目の機会は、財産の分配が譲渡人に関連して低い親等（たとえば、譲渡人の孫）の一人以上の一切の者におこなわれた場合には、当該分配については、租税が課せられる。2つ目の機会は、含み益に対する課税は、1親等のグループにおける最後の生存中の受益者の死亡時においておこなわれる。3つ目の機会は、譲渡人と関連を有さない譲渡人よりも25歳若い受益者への分配に対して租税が課せられる。最後の4つ目の機会は、信託の保有資産、つまり、未分配の累積に対して、20年毎に租税が課せられる。

財務省の提案は、英国において1965年に導入された信託財産に対するキャピタル・ゲイン税に類似する。英国の専門家の分析によれば、財務省の世代跳躍の提案は、そのままそっくり採用されるべきではない。英国の信託に係るキャピタル・ゲイン税の適用は、当該国のキャピタル・ゲイン税のうちで最も議論が多く税務行政執行上複雑な側面を有していた、信託への財産移転、受託者による財産の処分、および生涯不動産権の終了（termination of a life estate）はすべて、課税対象事象として扱われた。さらには、所有の実体的権益が存しない場合には、15年毎に未実現のゲインに租税が課される¹⁾。

1) BOARD OF INLAND REVENUE, CARR. L GAINS TAX (1968) における特則は、以下の通り。

(a) 信託（取消可能信託または取消不能信託）への財産移転は、たとえ、信託設定者がその受益者として、あるいはその受託者として持分権益を所有しているとしても、全財産の処分が課税対象として取り扱われる。故に、たとえば、個人が生涯不動産権を保持しようと信託に土地を置く場合には、キャピタル・ゲイン税については、復帰権の権利（the reversionary interest）の価値のみではなく、当該土地の価値の増加益すべてに対して租税が課せられる。(b) 資産が信託を離れるときはいつでも、キャピタル・ゲイン税が適用される。故に、キャピタル・ゲイン税は、一切の信託資産が受託者により実際に処分されたときに適用される。さらに、者が信託財産の一部について、受託者に対する絶対的権原（absolutely entitled against the trustee）を有する場合には、当該者が絶対的に権原を有する資産は、公正市場価格で受託者によって処分されたとみなされ、一切の当該資産の未実現損益は租税が課せられる。「受託者に対して絶対的に権原を有する（absolutely entitled against the trustee）」の文言は、課税の指標として広範にわたり議論される結果だった。

(c) 信託財産における生涯権が終了したときには、キャピタル・ゲイン税は一切の未実現利得に適用される。受託者は信託財産を処分し、即時に市場時価で取り戻したものとみなされる。もっとも、信託財産におけるより早期の生涯権が終了した後、15年に至らず信託財産における生涯権が終了した場合には、後の終了の結果として処分はなかったものとみなされるが、未実現の利得については、より早い終了の後の15年について、租税が課せられる。当該準則は15年毎に1度以上、生前贈与に基因する課税を妨げる。

(d) 生涯権の所有が存しなければ、未実現の利得は信託が設定された日の15周年目と15年の各々のその節目に租税が課せられる。

(e) 公益信託については、財産が当該公益信託に服しなくなったときに、未実現の利得に対して

15年準則は、裁量信託その他の信託に含み益を有する資産を置き換えることにより、キャピタル・ゲイン税を回避する実践を防止するために考案されたのであったが、これらの信託はある具体的な者の生存に影響さないため、無期限に存する。それぞれ実務家は、当該準則をキャピタル・ゲイン税の点において最も不公平で粗野なものであると考えている。当該準則の困難さの最たる点が、15年間の終わりに、当該準則はそれが適用される信託資産の複雑な評価を求める、ということだけではない。さらには、15年毎に租税が賦課されるため、数多くの閉鎖的会社が廃業に追い込まれる、という事実が一般的に認められる。英国において、かかる悪影響により、閉鎖的会社における持分が信託に置かれ、15年満了時に租税を支払うための利用しうるキャッシュがしばし、手元に存しない、という結果をもたらした。そのため、金銭が閉鎖的会社から支払われるときはいつでも、適用される高額の所得税により一層、問題は悪化した。

かかる準則はまた、主に売買目的有価証券からなる信託財産にとっては負担であった。当該信託投資については、当該信託が専門的な受託者により管理運営される場合には、15年から20年ごとに変更しそうである。こうした場合においては、投資変更時に租税が課せられるため、期間税は必ずしも必要ではなく、当該税は信託の管理運営を遂げるために資するに過ぎない。財務省の世代跳躍提案への一つの選択肢は、租税の適用上、信託が別個独立のエンティティとして認識される時間的長さを制限するための永久拘束禁止の原則を改めることである。英国では、当該準則は制定法により80年に短縮された。別の選択肢は、遺産税の執行と連携して展開させられる。なぜならば、世代跳躍は、この領域により影響を与えるからである。

世代跳躍の問題を排除するための実行可能な手段が遺産税と併せて進展されれば、その解決には、キャピタル・ゲイン税が採用されるべきである²⁾。

7. 損失

財務省によるキャピタル・ゲイン税の提案ではキャピタル・ロスを認識し、それらに通

租税が課せられる。

- 2) 遺産税のもと、世代を跳躍する完全な財産移転については、租税が課せられない。改革の効果は、中間世代が死亡時の遺産税なしの生前財産や人世代跳躍する信託を享受することを容認する真の濫用的な移転のみに焦点を当てる。故に、改革は、例えば、所得の受益者に替わって信託財産を一世代跳躍し、しかも、所得の受益者に替わって信託財産を占有した、特別な指示するしたりする権限が存するような場合には、当該所得の受益者に信託財産の潜在的な権益を付与するような信託において、その受益者の死亡時に追加的な租税が課せられる。ある具体的な準則はそのような場合には、潜在的な持分権益を決定するように考案されており、当該受益者かその後継者たる受益者に財産移転がおこなわれたかのように、当該受益者に対して租税が課せられる。実際の租税徴収の仕組みに関しては、英国に参考となる。英国においては、信託財産に対するキャピタル・ゲイン税は信託財産から支払われ、受託者は納税義務を負う。尤も、当該納税義務者は個人ではない。受託者が租税を支払わず、信託財産が受益者に移転された場合には、信託財産の流れにしたがい、歳入庁は受託者の代表者から租税（即ち、受益者の持分権益に比例する額）を徴収しうる。かかる租税徴収方法は上手く作動し、遺産税世代跳躍提案および死亡時課税と併せて検討に値する。

常所得税の準則を適用する。被相続人の晩年中に売買または交換で生じた損失および前年度から繰り越された損失は最後の申告の控除しうる。当該提案また、未使用の損失が被相続人の課税年度に先立つ3年において当該被相続人のキャピタル・ゲインと通算するために用いられるという特則を含んでいる。つまり、キャピタル・ロスが今なお未実現の場合には、被相続人の課税年度の最後の4年における通常所得と通算するために繰り戻されうる。もっとも、この制限が必要か否かは、1969年法で導入された25%代替的キャピタル・ゲイン税率の\$50,000使用制限の適用可能性に依る。当該制限が死亡時のキャピタル・ゲインに適用される場合には、財務省提案の制限は、不要となる。キャピタル・ゲインのうち最初の\$50,000に対する25%税率の使用は、租税便益の制限を正當化するのに十分ではない。一方、\$50,000の制限が死亡時のキャピタル・ゲインに適用されない場合には、当該制限は適当である。

簡素化を図り、AETは純損失から生ずる節税を許容しない。AETフラット税率に乗じた損失の総額に基づく遺産税の軽減は認められる。上院の提案もまた、不十分である。当該提案の基礎となる取得価額引継ぎ(carryover basis)の考えは、受益者が被相続人のゲイン(利得)に対して租税を課せられることを要請する。下院の法案のもと、取得価額引継ぎは、遺贈における財産の価額の増減にかかわらず、適用される。したがって、当該受益者においては、被相続人の損失控除が容認される。しかしながら、上院の法案のもとでは、引き継がれる取得価額は遺産税の適用上、算定される遺贈資産の価額である。当該価額については、含み益のみがそこに考慮に入れられ、経済的価値の減少は考慮に入れられないため、その受益者は効率的にその被相続人の損失を否認する。上院の規定は、下院の提案と一致する。これは、とりわけ死亡時移転の場合には、納税者間における意図的な損失のシフトがありそうもないからである。

故に、一切の死亡時課税の制度では、純損失を前年の遺産税か所得税かのいずれの租税と通算することを許容すべきである。

8. 税率

財務省提案は、通常のキャピタル・ゲイン税率を維持する。当該財務省提案が公表された際、キャピタル・ゲインの最高税率は、25%であった。1969年改革法は従前どおり、長期キャピタル・ゲインのうち最初の\$50,000について25%の代替的キャピタル・ゲイン税率の使用を制限し、以降は高い税率を課してきた。そのため、当該25%の制限が、死亡という理由のみにより、被相続人の最後の所得税申告に含まれる資産に適用されるか否かという問題が生ずる。当該25%の代替税率は、専ら資本資産投資へのインセンティブを付与という理由により伝統的に正當化されてきた。かかる合理性は、死亡時のキャピタル・ゲイン税の制限を理論的には支持し得えない。一方、議論は代替的税率の使用制限を正當化することを伝統的に推し進めた(当該制限は所得税の累進性の侵食を修復し、いずれも死亡時の実現の文脈では適用されないであろう)。25%の代替的税率の適用制限が認められない場合には、1969年法に制定されたいくつかの準則に類する、特別な平準化準則が必要

となろう。

財務省提案に盛り込まれた通常所得やハイブリッド資産に係る取り扱いもまた、検討する価値がある。一般に、棚卸資産のような資産の場合には、当該資産はそれが売却されたときには、通常所得を生み出すのであるが、その場合、当該提案は通常所得の税率を適用する。減価償却可能な動産または不動産のような資産の場合には、それらの資産に対しては通常所得として部分的に租税が課せられ、キャピタル・ゲインとして部分的に租税が課せられるのだが、その場合、当該提案では、被相続人が死亡日に当該資産を売却したとするならば、適用されるであろう、利得を決定するための準則が適用されるであろう。当該利得が通常所得かキャピタル・ゲインか否かは、当該資産の処分に通常、適用しうる準則に依拠する。加えて、通常損失が認識される。その利得が、不十分な保有期間や割賦債務およびオプションを理由としてのみ、通常所得として扱われる資産は当該被相続人の最後の申告において租税を課せられるに当たっては、長期キャピタル・ゲインの扱いを享受する。資産の性質に基づく課税上の取扱いに則ることは、提案における死亡時の一般的な実現の理論に一致するが、とりわけ取得価額の再配賦および特別な平準化を要件とする財務省のスキームの規定と連動する際には、到底受け入れることができない複雑さを惹起する。

財務省の提案はまた、内国歳入法691条を廃止するものである。当該691条は、被相続人の死亡に先立ち当該被相続人により稼得され、あるいは実現されるが、当該被相続人の最後の申告されなかったすべての所得項目は受領時における持分に係る被相続人の後継者により所得として申告されなければならない旨定める。現行法のもと、そのような所得は、被相続人により扱われるであろう方法と同様にその受領者により扱われる。被相続人の遺産に含まれる所得を生み出す項目は、引き上げ取得価額 (a stepped-up basis) を享受せず、当該被相続人の後継者がその項目に対する所得を算定するに当たっては、各々の項目に帰せられる遺産税の一部については、当該後継者にその控除が認められる。これに対して、財務省の提案のもとでは、当該所得に対して死亡時に租税が課せられる。

AET 計画は、遺産におけるネットの含み益に対する14%のフラット税率の適用により、すべての提案のうちで最も簡素な税率構造を達成しうる。思うに、取得価額の引き上げが二重課税を排除することを妨げない場合には、キャピタル・ゲインの税率が適用されるであろう。AET 提案は、通常所得資産とキャピタル・ゲインを生み出す所得とを区別しない。当該提案はまた、主に691条が対象とする、特許権や著作権実施使用料のような所得およびファントム・ストック・プランから生ずる所得のうち、ある種の項目を評価する困難さから、当該 AET 提案はまた、当該691条の規定を維持する。

たとえ財務省提案が生存中に資産売却された場合よりも死亡時においてより好まし通常所得対象資産として取り扱い、キャピタル・ゲイン所得よりも望ましい691条適用対象所得として扱うにせよ、AET 計画にみる簡素化は当該財務提案よりも好ましい。さらには、相対的に低い税率の適用は、平準化準則の必要性を取り除く。

死亡時課税のもと、25% ミニマム税率は、資産が売却された場合に、通常所得の税率で課税対象となる利得を生み出す、そうした資産を含むあらゆる資産のネットの含み益の総

計に適用されるべきであり、691条を規律する現行の準則を維持すべきである。

(つづく)